事務局説明資料

目 次

>後の検討スケジュール (イメージ)・・・・・・・・・・・・1	
를面ヒアリング概要 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2	
^Z 成 27 年度予算(案) ・・・・・・・・・・・・・・3 4	•
020 年に向けた文化イベント等の在り方検討会資料・・・・・・・・3 7	

今後の検討スケジュール(イメージ)

※網掛けは、終了した会議

(文化審議会総会 第1回)

第1回:3月28日(木)15:00~17:00

(文化政策部会 第1回)

第1回:5月15日(木)10:00~12:00

・ 文化芸術立国中期プラン説明, 諮問文説明, 関係省庁施策説明

(文化政策部会)

第2回:5月29日(木)14:00~16:30

第3回:6月16日(月)15:30~18:00

第4回:7月 3日(木)13:00~15:30

・論点整理, 委員からの意見発表(第2回~第4回)/審議経過報告(第4回)

(文化審議会総会)

第2回:7月24日(木)15:00~17:00

「審議経過報告」を説明

(文化政策部会)

第5回:8月6日(水)13:00~15:30

ヒアリング(文化芸術団体等①)

第6回:9月1日(月)10:00~12:30

ヒアリング(文化芸術団体等②)

第7回:10月27日(月)15:00~17:30

ヒアリング(文化芸術団体等③)/ 第3次基本方針の検証

第8回:11月10日(月)15:00~17:30 ヒアリング(地方公共団体, NPO)

(答申起草に向けたワーキング・グループ)

[メンバー:熊倉委員, 片山委員, 太下委員, 湯浅委員, 吉本委員]

第1回:12月1日(月)13:00~15:00 第2回:12月15日(月)10:00~12:00

(文化政策部会)

第9回:1月19日(月)15:00~17:00【今回】

(答申起草に向けたワーキング・グループ)

[メンバー: 熊倉委員, 片山委員, 太下委員, 湯浅委員, 吉本委員]

第3回:2月4日(水)10:00~12:00 第4回:2月18日(水)15:00~17:00

(文化審議会文化政策部会) 第10回:3月2日(月)15:00~17:00

(文化審議会総会) 第3回:3月16日(月)15:30~17:30

3月中旬~4月上旬 国民からの意見募集

(文化審議会総会) 平成27年3月下旬

(文化審議会総会・文化政策部会合同) 平成27年4月上旬 → 答申

※4月下旬頃 : 答申を踏まえて 次期基本方針を閣議決定

文化審議会文化政策部会による書面ヒアリング概要

実施期間等:昨年11月上旬に各団体等へ書面送付し,昨年内にとりまとめた。 実施団体等:

> 公益財団法人・日本センチュリー交響楽団、財団法人・地域創造、 せんだいメディアテーク(公益財団法人仙台市市民文化財団)、

NPO法人・JCDN(ジャパン・コンテンポラリー・ダンス・ネットワーク)。

舞台芸術者オープンネットワーク, 日本劇団協議会, 劇場・音楽堂等 連絡協議会, 福島県・文化財保護審議会委員懸田弘訓氏

(各団体等からの実際の御回答は別紙のとおり。)

※以下は、書面ヒアリングの要約(文化庁が各団体等からの御回答を要約した。)

【現状における文化政策への認識について】

(地域創造)

・これまで以上に文化芸術を他領域(まちづくり、教育、福祉、商工等)へ 活用することが期待される。

(せんだいメディアテーク)

- 各地の事情・課題を踏まえた国の文化政策が必要である。
- アーカイブへの投資、キュレーターやアートマネージャーへの支援が必要である。

(JCDN)

- 近い将来の文化芸術活動(特に、民間主体の活動)の消滅を危惧する。
- 事業の概算払いや、管理費への充当を認める運用が重要である。

(舞台芸術者オープンネットワーク)

・ ホールの健全な運営のため、管理運営担当者の雇用の道を開いていくことが求められる。劇場間を異動しながら、キャリアを積んでいける人事ルートができると良いのではないかと考えている。

(日本劇団協議会)

芸術教育の更なる拡充が重要である。

(劇場・音楽堂等連絡協議会)

- 日本版アーツカウンシルの本格実施、地方公共団体の文化予算の減少への 対処、専門人材の安定的雇用へ向けた環境整備等が必要である。
- ・ 省庁横断的な諸課題解決へ向けた取組が必要である。

(福島県・文化財保護審議会委員懸田弘訓氏)

地方新聞紙における文化芸術関連の記事は少ない。国からの情報源である 文化庁のホームページの充実を求めたい。

【2020年、そしてそれ以降の我が国の文化政策への期待について】

(日本センチュリー交響楽団)

- ・ 2020年に向けた文化庁の方向性を地方にもしっかりと届けて欲しい。
- ・ 国際的な文化交流・発信で、観光や地域活性化にもつなげて欲しい。
- 高齢者向けのプログラムの実施を計画している。社会とオーケストラとを つなげていくことの必要性を認識する。

(地域創造)

地方向けの文化政策に関しては、地方団体の要望を踏まえた支援をお願い したい。

(せんだいメディアテーク)

・ 様々な芸術分野の活動者の雇用や継続的かつ安定した運営を促す政策が 期待される。

(JCDN)

- ・ 東北の郷土芸能の質の高さ、多様性、数の多さは、世界に誇れるものである。日本とアジアの他国との芸能の共通性を実感する。
- ・ 文化芸術の力を新たな観光、雇用、産業へ結びつけていくことを目指すべきである。

(舞台芸術者オープンネットワーク)

- 舞台芸術の現場において子育て支援が重要である。
- ・ 営利,非営利に関わらず、芸術に対する助成の必要性を納得させ得る論拠を示す力を付けていくことが重要である。

(日本劇団協議会)

- 障害児、外国人子弟を含む若者が文化芸術に触れる機会を充実すべきである。
- 演劇界から育った芸術家は、産業に大きな付加価値を与え、その独創性に よって我が国の産業に刺激を与える存在である。
- 国際交流活動を発展させるためには、国境を越えた芸術家同士の訪問、鑑賞活動やワークショップ活動など、継続的な関係づくりが重要である。

(劇場・音楽堂等連絡協議会)

・ 劇場・音楽堂等を支援する諸施策の強化(例:劇場・音楽堂等活性化事業 の拡充等)が必要である。

(福島県・文化財保護審議会委員懸田弘訓氏)

- ・ 津波や原発の被害を被った方々に関係する文化財保護や復旧への支援を 長期的(少なくともあと 10 年) に行って欲しい。
- ・ 文化事業 (ソフト事業) の支援, 文化予算の充実を期待する。

又化番詞	議会・文化政策部会の書面ヒアリング
貴団体名	公益財団法人日本センチュリー交響楽団
御氏名	望月 正樹(楽団長兼事務局長)
1 これまでの活動内容や活動実績	1989年に大阪センチュリー交響楽団として活動を開始。初代常任指揮者であるウリエル・セガル(現名誉指揮者)に続いて、1997年4月からは高関健が常任指揮者を務めた。2003年4月から首席指揮者に小泉和裕が就任し、2008年4月からは小泉和裕を音楽監督に、沼尻竜典を首席客演指揮者に迎え、創立20周年となる2009年度には両指揮者による記念公演を行った。2011年4月、公益財団法人格収得と同時に、名称を日本センチュリー交響楽団に変更し新たなスタートを切った。2014年4月から飯森範親が首席指揮者、アラン・ブリバエフが首席客演指揮者として就任し楽団は創立25周年を迎え、2015年4月の定期演奏会は200回数えることとなる。
	大阪府内での定期演奏会(ザ・シンフォニーホール、いずみホール)をはじめ、関西一円の他府県でも特別演奏会を行っている。その他にも教育プログラム「タッチ・ジ・オーケストラ(青少年のためのオーケストラ体感コンサート)」や特別支援学校コンサート、病院での室内楽コンサートを毎年継続して行い、センチュリー・ユースオーケストラの運営、大学からのインターンシップ生の受入れや中学生の職業体験授業などにも力を入れている。また、2014年度より、多角的な視点から社会とオーケストラとの関係を構築し、広く波及効果が生まれるよう、他ジャンルのNPOや自治体と連携し新たな音楽創造プロジェクトを立ち上げた。(コミュニティプログラムディレクター:野村誠氏)
	「優れた演奏により地域の力を発信する」「オーケストラによる感動と癒しを提供する」「優れた才能を発掘し次世代の育成に寄与する」「国際相互理解や平和に積極的に貢献する」の4つの理念をもとに、演奏を通して多くの人びとの心に明るい夢が広がることを願い、新しい時代のオーケストラとして発展を目指している。
2 現状における文化政 策に対する認識	・今年9月29日に開催された芸術家会議の懇談会に出席しており、加藤課長をはじめとした芸術文化課の皆様の説明を受け、平成27年度の各省庁からの概算要求額は前年度の90%の範囲内。その一方で、新しい優先課題推進枠が設けられ、この特別枠を加えて文化振興に必要な予算確保を目指すことは理解している。
	・当楽団も、トップレベルの舞台芸術創造事業・芸術文化による子供の育成事業において助成・委託を受けて活動しており、既存の事業における来年度の予算額がどのようになるか大変気になるところではある。特別枠として、2020年のオリンピック・パラリンピックに関する新たな事業に対しての要求が多く含まれていることから、2020年に向

けて文化プログラムの準備を開始したという印象がある。

- ・厳しい財政状況の中で、事業名を変えながらも芸術団体の核となる公 演への助成(現トップレベルの舞台芸術創造事業)を継続してこられ たことに大変感謝しており、これからも継続されることを切に願う。
- 3 2020 年、そしてそれ 以降の我が国の文化 政策への期待
- ・オリンピック憲章にある根本原則に基づき、文化プログラムを東京だけではなく日本全国の文化を世界にアピールする機会にしたいと考える。さまざまな機関で文化プログラムについて議論を開始したことは知っている。しかしながら、仕方ないことかもしれないが、東京中心で議論が進み、なかなか情報が地方には伝わって来ない印象を受ける。スポーツの祭典が終わったら、文化の祭典も終わりではなく、東京五輪をきっかけに地域発の文化芸術活動が根付くような展開を、文化プログラムに盛り込む必要があるのではないかと考える。
- ・東京五輪の開催に合わせて関西一円を中心とした国際芸術祭の開催を 提唱したい。スポーツ競技は東京で行われるが、日本各地でさまざま な文化イベントを行うことにより、訪日外国人を東京だけで帰国させ ないことが大切だと考える。現在、大阪では大阪国際フェスティバル (朝日新聞文化財団主催)が毎年開催されているが、この音楽祭を軸 に日本の伝統芸能や伝統工芸、海外からのアーティスト招聘や作品を 展示するなど、国際的な文化交流・発信の機会にすることで観光や地 域の活性化にも繋がるのではないか。国と地方自治体、文化団体、企 業等が一体となって創り上げることにより、五輪終了後も継続できる ものになるのではないかと考える。
- ・東京五輪と直接関係はないが、人づくり、地域活性の観点から、楽団が今年度より始めたコミュニティプログラムを益々発展させていきたい。次年度からは、超高齢化社会の日本の楽団として高齢者向けのプログラムの実施を計画している。これらの活動については、多角的な視点から社会とオーケストラを結びつける必要があり、様々な団体と協力し取り組んでいきたい。コミュニティプログラムは細かい経費が予想外にかかる。地方公共団体やホールだけではなく、芸術団体が行う地域活性事業について、重点的な支援を望む。

		— — •
貴団体名	一般財団法人 地域創造	
御氏名	芸術環境部 企画課長 斎	藤

1 これまでの活動内容 や活動実績

文化芸術の振興による創造性豊かな地域づくりを目的として、全国の地方公共団体の出えんにより平成6年に設立。

財団事業として、地域における文化・芸術活動を担う人材の育成や公立文化施設の活性化を図るための各種支援事業(クラッシック音楽・現代ダンス・演劇・邦楽・美術・助成)など多彩なプログラムを実施。

事業概要

1. 地域の人材の育成に取り組む事業(研修交流事業)

市町村長向け、文化政策担当者向け、公立文化施設事業担当者向けの セミナー・研修がある。特に、事業担当者向けでは、少人数制による 実践的な体験型研修を実施している。

2. 公立文化施設の活性化を支援する事業(公共ホール等活性化支援事業)

クラシック音楽、現代ダンス、演劇、邦楽、美術のジャンル毎に公立 文化施設の活性化を支援する事業を実施している。特に、アーティス トを派遣し、公共ホールでの公演・コンサートを行う事業を支援する とともに、学校・福祉施設等で行うアウトリーチ等の地域交流プログ ラム*や、公立文化施設、地方団体等が連携して取り組むネットワー ク事業を支援している。また、地方団体等が地域において主体的に取り組む文化・芸術活動に助成している。

- *地域交流プログラム:学校や福祉施設等にアーティストを派遣して公 演やミニコンサート等を行う「アウトリーチ」や、公共ホール等での ワークショップ等を通じて、地域住民との交流を図る取り組み。
- 3. ふるさとの誇りである伝統芸能等の保存・継承・発展を支援する事業(地域伝統芸能等保存事業)

全国フェスティバル「地域伝統芸能まつり」を開催するとともに、地 方団体等が実施する後継者育成のための発表・公演事業に助成してい る。また、伝統芸能等の映像記録の作成を助成し、その映像をインタ ーネットで情報発信している。

4. 地域の文化・芸術環境づくりに役立つ情報発信・調査研究(情報交流・調査研究等事業)

今日的な課題をテーマにした調査研究の他、定期刊行物(地域創造レター、雑誌「地域創造」)やインターネットでの情報提供を積極的に行うとともに、地方団体からの相談等にも応じています。また、地域創造大賞(総務大臣賞)により、文化・芸術による地域づくりに功績のあった公立文化施設を顕彰し、広く全国に紹介。

現状における文化政 地域創造設立以来約20年余が経過し、地方の文化・芸術に関す環境 策に対する認識 も大きく変わりつつある。一方、財政状況を取り巻く状況には厳しいも のがあるが、文化芸術振興基本法や劇場法といった法律が制定されるな ど、文化・芸術や劇場・ホール等の役割の重要性等について広く認識さ れるようになってきている。 また、今後これまで以上に、まちづくりや教育、福祉、観光・商工な ど幅広い分野において文化・芸術の力を活用していくようになってくる と思われる。 当財団としても、こうした文化・芸術の役割等を再認識し、地方の文 化・芸術環境の変化に対応し、地域の実情に即して事業の充実を図って まいる所存。 3 2020 年、そしてそれ 東京オリンピック、パラリンピック競技大会への対応も含め、地方団 以降の我が国の文化|体が今後展開していく文化・芸術活動に関する事業については、地方団 政策への期待 体の要望を踏まえて支援等について取り組んでまいりたい。

ろん少なからず支持者はいるが、一定の量に留まらざるを得ない)

このような現状を打破するには、文化活性を目的とした公共事業を行う上で、課題を広く理解し、政策に通じ、かつアートにまつわる専門性を持つスタッフが中央に配置され、それらが各地の施設と継続的に併走するような体制を持った政策が望ましい。具体的には、英国のアーツカウンシルのような専門性ある機関が求められている。また、そのような機関には各地の施設職員の育成や流動性の面でも、1~2年の短期派遣など、人材交流の機能も期待される。これにより全国の学芸員等専門職員の流通が図られ、全体的な質の向上が図られ、なによりも各地の施設の孤立状況を内側からも打開できるのではないか。

3 2020 年、そしてそれ 以降の我が国の文化 政策への期待

情報サービスや福祉に近接する文化政策は、これまで以上に「公共事業」としての役割が大きくなる。低成長時代におけるハードからソフトへの移行期において、各地の観光やまちづくりへの波及効果やさまざまな社会課題への介入などが期待されている。

そのため、公共の文化施設のみならず、インデペンデントな文化事業 従事者(アーティスト、アートマネージャー、キュレーターなど)や NPO 等の団体との協働、委託拡充、安定した雇用やそれら全体の質の向上な ど、継続性あるセクターとしての醸成策、さらには労務上の課題をも見 据え、解決策が期待される。

また、欧州の例を見ても、民が設置したアートセンターを公共と捉え、 運営費も含めた委託をおこなうなど、民間の創意工夫を活かす政策も求 められている。

いずれにせよ、さまざまな芸術分野において一定以上の雇用が発生し、それらが継続的かつ安定した運営が可能となる政策が期待されており、「文化の社会化」あるいは「社会の文化化」による多様で寛容な社会づくりに向けた取り組みが期待される。そのためには、「文化省」としてより大胆に政策を進めるよう体制の強化を期待したい。

貴団体名	NPO 法人ジャパン・コンテンポラリーダンス・ネットワーク
TETA	代表 佐東範一 1998年4月より2001年4月までの3年間ジャパン・コンテンポラリーダンス・ネットワーク(JCDN)設立準備室として活動後、2001年 NPO 法人 JCDN 設立。主な活動 「JCDN ダンスファイル」(2001年~)の発行「JCDN ダンスリザーブ」インターネットによるダンス公演、ワークショップの予約システムを開発・運用 全国スペース間のダンス巡回公演「踊りに行くぜ」vol.1-vol.10(2000-2009)、JCDN ダンス作品クリエイション+全国巡回プロジェクト「踊りに行くぜ」 (セカンド)vol.1-(2010-)の開催 JCDN ダンス・イン・レジデンス・エクスチェンジプログラム(2010フィンランド、2011-2韓国、2013アメリカ) Dance Life Festival 2008 東京・京都・他全国7都市にて事業開催。以降、京都・静岡・沖縄など、各地でコミュニティダンスのプログラムを多数コーディネート。 別府現代芸術フェスティバル 2009 及び 2011『混浴温泉世界』ダンス部門ディレクション 2011年3月11日の震災以降、「ダンスアーティストによる復興支援プロジェクトーからだをほぐせば、こころもほぐれるー」を立ち上げ、岩手・宮城・福島の避難所や小学校にアーティストと共に回る。2013年8月より被災地の芸能を習う「習いに行くぜ!東北へ!!」を開始。2014年8月には「ヒューマンセレブレーション 三陸国際芸術祭 2014」を地元の郷土芸能団体などと協働して、岩手県大船渡市・陸前高田市・住田町、宮城県気仙沼市にて開催。 小中学校へのダンスアーティストの派遣・コーディネート、中学校の先生向けダンス教材の開発、コミュニティダンスのファシリテーター育成スクールなど、日本全国でダンスの環境創造、人材育成を目的とした活動を積極的に行っている。
2 現状における文化政策に対する認識	日本の地方都市で35年に渡り文化芸術を行ってきた一人の制作者として思うことは、あと10年ぐらいしたら、東京以外で文化や芸術に触れる機会がほとんどなくなってしまうのではという危機感である。もちろんいくつかの公共ホールや文化財団やアイドルなどの商業的なものは生き残るであろうが、それ以外の文化芸術活動、特に民間が主体になって現在行っているような活動は、限界集落や高齢化の波と共に消滅してしまうのではないかと怖れている。 それぐらい日本の地方都市で文化芸術を行うことは大変難しい。頑張れば頑張るほど、自分で自分の首を絞めているような気がする。毎年減り続けている地方自治体の文化予算。指定管理者制度の名のもとに経費削減が叫ばれ、次々に増えてくる事業予算もなく、管理の人だけがいる公共ホール。本当に一部のホールだけが、「劇場・音楽堂などの活性化事業」で補助金を得られるようになったが、受けられないホールは、どんどん器だけのものになっていくであろう。今のままでいけば、全国で

生まれたアート NPO も、運営のあまりの難しさに、第一世代がいなくなれば自然に消滅していくであろう。そして東京との文化格差というものがどんどん広がっていくことであろうことを危惧している。

全国の大学でアートマネジメントを教える学科が一時期生まれたが、今は減ってきていると聞く。若いアートマネージャーが生まれない。自分の気持ち的には、若い世代がどんどんこの世界を創って行ってほしいと思うが、こんな大変なことを、よほどの覚悟がないと勧めることは出来ない。なぜならば今の日本の文化制度の中で、活動を継続し、広げていくための環境があまりにも脆弱で、アートマネジメントで生活できる方法が日本は少なすぎる。その環境を創ろうとこの15年間に渡り、NPO法人として活動してきたが、常にいつ無理になるか、来年はもう無理かと、綱渡りを続けてきたような気がする。

今回「文化審議会・文化政策部会」に書面でのヒアリングの機会を得て、上記に書いた現状を変えるために、そしてこのことは文化庁にしかできないこととして、提案したいことは、文化庁の助成金、補助金制度の抜本的な改革を切に願う。

簡単に書くと、すべての文化庁の助成金・補助金を、100%助成・補助(もちろん費目の限定はあるにしても)にして、60-80%までの概算払い、そして10%の管理費、ルールを決めて制作人件費を給料に関係なく認める形にしてほしい。民間と自治体の税金で給料が賄われている財団などを別にするかは要検討だが、結局財団などは常に最低限のスタッフしかいないので、何かをやろうと思うと、外部のスタッフが必要になるが、ボランティアでしか関われないという現状もある。もしそこで人件費を支払えたら、アートマネジメントを勉強した人の実践の場となり、全国的に新しい人が育っていくと思う。

国の文化予算が多かろうと少なかろうと、もちろん多いほうが良いし、韓国並になってほしいという希望はあるが、その助成金の制度が、日本はあまりにも現状にあっていない。例えば、2分の1助成にしても、今の日本の経済的な状況の中で、2分の1の事業費を持って、申請できるところがどれだけあるだろうか。2分の1の事業費がないために、申請自体をあきらめている自治体、文化財団、NPOがどれだけいることか。特に地方はほとんど、そこでもう申請できないことになっている。そして人件費においても、助成金の中で制作人件費にかけられる割合があまりにも少ない(または、ない)ために、事業をやればやるほど、スタッフが疲弊してやめていく。場を創りだす立場のアートマネジメントを行うスタッフが育っていかない。そして事業終了後の精算払いでは、周りに借金をして、一度目は貸してくれるかもしれないが、継続すればするほど難しくなり、銀行からの融資を受けられる規模にならない限り、せっかく良い事業を行っているにも関わらず、お金を立て替えることが出来ないために申請自体をあきらめる=事業をやめてしまうことになる。

私自身、NPO 法人 JCDN (1998 年~)の経験で言うと、文化庁の助成金を2002 年から14 年に渡り、継続して受けている。以前から考えると、文化庁の助成制度も本当に変わってきたと思う。現在の JCDN は、フルタイムスタッフ6名、予算規模でいうと年間8000-9000万の事業を行っており、アートNPOとしては、中堅の上ぐらいだと思う。それでもスタッフに最低の給料しか支払うのは無理で、残業代もつけられず、もちろんボーナスもない中、スタッフのやる気とモチベーションに支えられ、全国規模での様々な活動が出来ている。もちろん私も全く休みは無い。しかし、なんとかしたいという使命感と、行っている活動が将来の日本にとって必要だという思いによって継続できている。

現在、JCDN が 15 年にわたって継続している事業「踊りに行くぜ!!」は、文化庁の「次代の文化を創造する新進芸術家育成事業」を受けていて、それは管理費が 1 0 %認められ、事前に 8 0 %まで概算払いがなされている。毎年少しずつ改善されており、間に JTB コミュニケーションズが入って、サポートもしてくれている。このことはとても大きなことで大変助かっている。同じ助成金を、もう 14 年受けていて、一時のもうだめだーという時期から考えると、格段の変化である。以前は諦めていたが、このようなことが出来るのだという大きな事例だと思う。

しかし、今年夏に行った「三陸国際芸術祭」で助成を受けた文化庁国際交流支援事業では準備費は対象ではなく、かつ事業終了後の精算払いであり、管理費も認められていない。今回約 2400 万円の助成であったが、JCDN の場合、これまでの活動が京都銀行から認められ、融資を受けられる体制が出来ているので、ある程度立替が出来たが、普通だったら無理だと思う。かつそれだけの事業を行おうとすると専任のスタッフが必要となり、その給料もすべて立替になる。せっかく意味のある助成制度がありながら、財団の貯金を一時的に切り崩せることが出来る自治体の財団か、よほどの資産家か、銀行から融資を受けられる団体しか、その助成金を受けることが出来ない。とても限られたところしか申請できないという現実がある。

今後の日本の文化芸術を発展させていくためには、民間の力は不可欠だと考えている。公共のところは芸術監督制度や専門的なスタッフを雇えている一部の財団やホール以外は、数年に一度異動があり専門的なスタッフが育っていかない現実がある。そこを補い、かつ市民と結びつき継続的な文化芸術活動を行っているNPOの財政的な基盤強化は必須だと考えている。例えば、JCDNでは福岡市のダンスのプログラムを15年にわたって企画制作しているが、今では、福岡市のダンスの事業に関して、その歴史や取り組みに対して、一番詳しいのが JCDN である。このように専門性を持って継続しているアート NPO が基盤を強化することによって、自治体などの専門的な文化芸術のパートナーとして機能して、足りないところをカバーできるということがある。

とにかく文化庁の助成金制度を全面的に見直してほしい。 それが、今後の日本の文化芸術を、全国的に行えるようになるための強い願いである。

3 2020 年、そしてそれ 以降の我が国の文化 政策への期待

東北の被災地の文化芸術による復興支援に関して <要旨>

文化庁国際交流支援事業の支援を受けて、2014年8月岩手県大船渡市・陸前高田市・住田町、宮城県気仙沼市にて「ヒューマンセレブレーション 三陸国際芸術祭2014」(東北三陸地域(被災地)の郷土芸能、30団体700名が上演・出演)を開催した。http://sanfes.com/芸術祭の実施を通して、この東北の郷土芸能が、世界に誇れる質と多様性、そして何よりもその郷土芸能団体の数の多さを実感した。そして郷土芸能が、被災地の方々にとって、心の支えであると同時に、コミュニティを形成する柱として、長年に渡り受け継がれてきた、まさに文化芸術であり、郷土芸能を軸とした被災地の復興が何よりも必要だと確信できた。

そして今回インドネシアと韓国の芸能を招いたことにより、それらの 共通性を目の当たりにして、日本とアジアの繋がり、政治経済ではない、 芸能を通した深い結びつきを痛感した。

この芸術祭を被災地の各地で継続して行うことにより、被災地の郷土芸能を日本全国そして世界へと発信する。芸術祭には、アジアの芸能を招き、東北の郷土芸能とアジアの芸能が互いに刺激し合い、新しい芸能の創出を目指す。並行して、被災地の各地に、アーティスト・イン・レジデンスの拠点を開発し、芸能団体、芸術団体が被災地に滞在しながら、作品を制作できる環境を整えていく。ということを計画している。

震災10年目にあたる2020年のオリンピック・パラリンピックの際には、被災地での芸術祭がオープニングを飾れるように、三陸国際芸術祭を継続させながら、地元の方々と共に、時間をかけながら、何を世界に発信するのか、を相談していきたいと考えている。地元の郷土芸能だけではなく、そこには現代のものもあり、アジアの芸能とのコラボレーションもあり、東北の芸能の力とアジアの中の日本という姿によって、文化芸術による復興を世界に示したい。

2020年以降は、被災地が"文化芸術芸能特区"として、アジアと日本の芸能のネットワークのハブとなり、様々な芸能とアーティストが滞在する特別な地域として、世界に位置づけられるようにする。そしてこの特区がバリ島のように芸能を軸にした新しい観光文化産業として、東北の復興の一翼を担えるようになることを目指したいと考えている。

これは、我々だけの力では無理で、地元との協同作業であり、国としての政策が何よりも必要になってくると思う。ぜひとも、文化審議会で

取り上げていただき、一緒に考えていただくことは出来ないでしょうか。

<これまでの経過>

JCDNでは、震災2ヵ月後から「からだをほぐせば、心もほぐれる」として、被災地にアーティストを派遣し、被災された方の身体ほぐしを中心に、ダンスアーティストの力が復興の一助になるべく活動をしてきた。http://dance-aid.blogspot.jp/ 並行して、同年「踊りに行くぜ!!」 II(セカンド)をせんだいメディアテークにて仙台の仲間たちと開催し、翌年 2012 年には、文部科学省「復興教育支援事業」にて福島・気仙沼・野田村等の小中学校 10 校を訪れるなど、様々な形で、ダンスの力をこの震災復興において活かすことを実践し、そして模索してきた。

震災から2年が経過したころから、それまで行ってきた被災者が受け身となる形ではなくて、被災者が主体となって、全国のアーティストが受け手になり、東北の文化を繋いでいくことはできないだろうか、と考えるようになった。東北は郷土芸能の宝庫で、岩手、宮城、福島の3県だけで、2000以上の郷土芸能の団体が存在していると言われている。その郷土芸能を、外からのアーティストや一般の人々が"習う"ことで、復興に向けて共に進んでいくことが出来ないだろうか、という思いで、「習いに行くぜ!東北へ!!」というプロジェクトを、2013年8月より開始した。http://narainiikuze.com/

これらの活動の中で、大船渡市越喜来(おきらい)の浦浜念仏剣舞と獅子躍の代表をされている古水力氏と出会い、話す中で、東北の地域にとって郷土芸能が様々な世代の人々を繋ぐ要であり、精神的な支えとなっていることを痛感した。しかし近年若者が少なくなってきたこと、震災によって後継者が減少していること、復興において郷土芸能がいかに大切か、外から人が郷土芸能を習いに来てくれることがいかに励みになるか、などのお話を伺う中で、今年度のフェスティバルの構想が生まれてきた。特に東北の郷土芸能に通じる海外の仮面舞踊などが来ることによって、地域にとって大きな刺激になる、ということを理解した。

8月に「ヒューマンセレブレーション 三陸国際芸術祭 2014」を開催し、現在は、「習いに行くぜ!東北へ!!」の第4弾として、文化庁のアーティスト・イン・レジデンスの支援を受けてインドネシアの国際的なダンスアーティストであるマルチネス・ミロト氏が、大船渡に滞在して、各地の芸能を習い、どのようにアジアの芸能と結び付けていくかを郷土芸能の方々と話し合っている。

三陸国際芸術祭の目的

地元の人々の心の拠所である郷土芸能を中心としたフェスティバル を行うことにより、被災地に愛着・誇りを持ち続けること。

芸能の宝庫である東北(沿岸部)の郷土芸能の魅力を、日本全国そして世界に発信する。

郷土芸能を体験する新たな観光や雇用、産業が生まれることを目指す。

本フェスティバルを、三陸沿岸部(津波の被害があった地域)の野外で開催することによって、全国の人々が、震災を思い続けるきっかけとする。また、これまで被災地を訪れるきっかけがなかった人にとっても、訪れるきっかけとなること。

地元の郷土芸能だけではなく海外、特に東アジアを中心にその国の芸能を招き、東北の芸能団体にとっても刺激になり、かつ自分たちが受け継いできた芸能が世界に通じるものだという誇りを持てるようにする。東北の国際交流の柱として、郷土芸能を位置づける。

フェスティバルの開催と並行して、「習いに行くぜ!東北へ!!」を行い、 全国および海外の人が東北の芸能を体験し、将来的に郷土芸能に関わ る人が増えることを目指す。

コンテンポラリーダンスのアーティストにとっても、これまでは欧米 の影響を強く受けてきたが、このフェスティバルをきっかけに日本の オリジナルな身体表現である郷土芸能と触れることにより、新たなダンス表現を生み出す機会となることを目指す。

より詳しい経過については、ネット TAM に書かせていただいた。 http://nettam.jp/fukkou/13/

	祝公 人口以水品公 自曲 こ
貴団体名	舞台芸術制作者オープンネットワーク(ON-PAM)
御氏名	
1 これまでの活動内容 や活動実績	舞台芸術制作者オープンネットワークは、アーティスト・芸術団体と観客の間を繋ぐ全国的・国際的な会員制ネットワークです。舞台芸術の制作実務を推進する者が主体的に参加し、各々の仕事を通じて日々更新される情報やアイディアを交換、共有し、活動を展開しています。また、同時代の舞台芸術の社会的役割の定義・認知普及、文化政策などへの提案・提言を行い、舞台芸術及び社会全体の利益の増進に寄与することを目的としています。
	年に6~9回開催する委員会事業が、我々の中心的活動です。委員会では舞台芸術に関連するその時々に切実でタイムリーなテーマを定め、課題抽出・情報共有・交流および議論を行い、提言に向けて取り組んでいます。(3つの委員会で構成=文化政策/国際交流/地域協働)
	最近、開催した委員会について 文化政策委員会 日時:2014年9月25日 「人材育成から持続的キャリア形成へ 舞台芸術創作現場の雇用・労働環境を考える」 内容:労働法をふまえた基礎知識のレクチャー、労働環境・雇用を巡る 歴史を振り返る。人材育成/労働環境整備の中間支援組織に向けて。
	地域協働委員会 日時:2014年8月10日-8月11日 地域協働委員会(於:山口、北九州) 内容:ダイレクトにつながる、福岡とソウル、北九州芸術劇場の地域との取組みについて。
	国際交流委員会 日時:2014年5月31日-6月1日 国際交流・地域協働合同委員会+合宿レクチャー・シンポジウム「海を越えて地域とつながる」in 城崎内容:地域独自の国際交流に着目し、この分野を扱う舞台芸術の専門家の間で見識を深める取り組み。
	ほかにも、外部にも開かれた活動として実施されるシンポジウムなども 開催しています。
	【会員数】2014年10月30日現在 正会員 155名、学生会員 11名、個人賛助会員 4名、団体賛助会員 8 団体 【設立年】2013年
2 現状における文化政 策に対する認識	これまでの活動実績にて報告したとおり、当ネットワークは現在のわ が国の舞台芸術シーンを実質的に担っている制作者で構成されたネッ

トワークです。これら現場で活動している制作者の生の声を吸い上げて、喫緊の課題の解決を目指しています。

現状におけるわが国の文化政策については 1990 年の芸術文化振興基金の設立、2001 年の文化芸術振興基本法の成立により、ようやくその緒に就いたといえると考えています。また昨年 2013 年に「劇場、音楽堂等の活性化に関する法律」が成立し、さらにはわが国の国会史上初めて「文化芸術政策を充実し、国の基本政策に据える」ことを求める請願が採択されるなど、これからの文化予算そのものの大幅な拡充が期待されます。

そのことを前提にしつつ、特に当ネットワークに所属する現場で働く 制作者の雇用・労働環境をめぐる問題についての認識を以下に申し添え させていただきます。

(1)文化芸術の振興に関する基本的な方針(第2次、第3次)における雇用について

2007年の第2次基本方針では「人材の育成」という項目が重点事項に位置づけられ、「文化施設や文化芸術団体の企画、運営及び文化芸術と国民とを結び付ける業務等を行うアートマネジメント担当者や舞台技術者等の人材の育成を図る必要がある」と明記されました。その際の文化政策部会内において、人材の育成だけでは不十分で雇用を促進する必要があるとの共通認識がありましたが、文化庁側の「雇用は厚労省の事案だから」という抵抗で盛り込むことができなかった、という経緯が当ネットワークの会員より報告されています。

続く 2011 年の第 3 次基本方針の起草時において重点施策として「人材の充実」を掲げました。一言一句まで舞台芸術ワーキンググループでチェックすることで「雇用の増大を図ることも念頭に置き、文化芸術活動や施設の運営を支える専門的人材の育成・活用に関する支援を充実する」と、ようやく雇用という言葉も盛り込むことができました。

(2)助成金の対象経費に「企画制作料」が認められるようになった経緯について

芸団協、日本劇団協議会やオーケストラ連盟などが非公式に、あるいは芸術家会議などの要望を通じて文化庁に説明を重ね、舞台芸術にかかわる制作者・プロデューサーとは何か、事務職とどう違うのかということをまずは文化庁担当者に理解していただきました。平成23年度の「トップレベルの舞台芸術創造事業」の改正により、助成対象経費を作品の創造段階の経費に限定することで、収支差額を助成金精算の判断材料からはずし、これまで"赤字補填型"といわれていた助成金制度が改善されました。このことは当ネットワークとしても高く評価できると考えています。

(3)現在の助成金制度の問題点(芸術文化振興基金について)

2011 年第 3 次基本方針の策定時、現状の助成金制度を大幅に変えるために、重点施策としてプログラム・ディレクター、プログラム・オフィ

サー制度の早期導入を要請しました。2011 年から PD、PO 制度は試験的に導入されましたが、雇用形態が週 2 回勤務の非常勤雇用に留まり、結果的に「専門家の外注」になってしまっています。方針策定時の意図は、若手のプロデューサー達を数年の有期で PO として雇用して経験を積ませ、そこからステップアップできる仕組みを作ることにあったと認識していますが、その目標は未だ果たされていないように当ネットワークでは考えています。

(4)公共ホールの雇用問題

2003年の指定管理者制度の導入以前は、公共劇場の多くは自治体の外郭団体が管理していました。そのため総務・経理などのアドミニストレーション業務を自治体からの出向者が担い、政策・舞台技術業務をプロパー職員が担う、という図式が一般的でした。現在は、自治体の外郭団体が指定管理を行っている場合であってもアドミニ系は出向者が行う施設と、出向者の引き上げによりプロパー職員が担っている施設とが半分半分といった状況です。

指定管理者制度、2013年制定の改正労働契約法ともに運用が曖昧で、 舞台芸術界に限らず雇用の問題はグレーになっていると当団体では考 えています。また、正規職員を増やすことは設置自治体の総定員法上困 難な場合も多いようです。このため事業の発展のために人を増やしたく ても正規職員は増やせないので非正規雇用に頼っている面がある、との 報告が当ネットワークの会員よりあります。

(5)問題解決の提言

ホールの健全な運営には、制作者だけでなくアドミニ系の人材を独自に雇用・育成していくことが不可欠です。すべての演劇好きな若者がプロデューサーに向いているわけではありません。アドミニ系の雇用の道を開くことで、職能のバラエティも広がり、アーティストとの直接交渉や休みの取れない働き方に不安を感じる制作者のセカンドステップにもつながるものと考えます。

公共ホールは間違いなく制作者の雇用の受け皿のひとつであり、事業請負に比べればたとえ有期・短期の雇用であったとしても雇用される方が良い状況といえるでしょう。さらに劇場間を渡り歩きながらキャリアを積んでいける道が作られるのが望ましいと考えます。ホール単位ではなく、芸術団体、劇場、教育機関などがプラットフォームとなり、制作者業界全体でゆるやかなセーフティーネットを構築することを当ネットワークとしては強く望みます。

3 2020 年、そしてそれ 以降の我が国の文化 政策への期待

(1)人づくりについて

文化庁が平成 26 年に発表した「文化芸術立国中期プラン」にも「強固な文化力の基盤形成」の要のひとつとして「人をつくる」ということが掲げられています。しかしながら平成 27 年度の文化庁の概算要求にて「トップレベルの舞台芸術創造支援事業」における計上費目として新たに盛り込まれた「子育て支援」が、「税金の無駄使いを外部有識者が

チェックする」行政事業レビューで疑問視され待ったがかかったという 報道がありました。そもそも舞台芸術の現場を実質的に担う制作者には フリーランスが多いため、子供を保育園に預けるハードルが一般よりも 高いと思われます。さらに公演や稽古が夜間の時間帯に集中するために 子供の預け場所を確保するのが極めて困難であるという現状を、もしこ の費目の計上が可能になれば、力強く支えることとなったと考えます。 今後は舞台芸術の現場においてこそ「子育て支援」のように、プロフェ ッショナルとして活動を支える基盤が形成されることを当ネットワー クとして大いに期待します。

(2)現在の助成金制度の改善について

現在の公的芸術助成制度は、助成金の使途が特定事業のうちの指定費目に限定され、収入が支出を上回った場合の余剰を芸術団体が保有することを認めないシステムです。芸術団体や劇場の年間の経営状況は助成額の査定に関係していません。また、芸術団体側も、公益活動として拡大再生産していくことを前提とした事業計画をたてておりません。当ネットワークでは「事業助成」そのものが悪いのではなく、「事業助成」の仕組みを、余剰が認められるように変えていくことが必要だと考えています。

またそのためには芸術団体側にも改善すべきことがあると考えています。2010年代に入って立て続けに起こったオペラ団体等による助成金不正受給といった不祥事により、芸術団体に助成してもダメという定評が作られてしまっているようにも感じます。また文化審議会の委員の多くが大学の先生で占められ、協会組織イコール利益代表であり、そうした団体の意見を聞くのは公平ではないという見方が根強くあること、そしてそれに対して芸術団体側が十分に反論できていないことは大きな課題だと考えます。こういった見方に反論するためには芸術団体が非営利もしくは営利団体であっても公益性の高い組織として経営に関する透明性を高め、芸術の事情に詳しくない人にも、芸術に対する助成の必要性を納得させうる論拠を示せるようになることも、助成制度をさらに改善していくためには肝要なことだと当ネットワークでは考えます。

貴団体名
御氏名

公益社団法人日本劇団協議会 専務理事 福島明夫

1 これまでの活動内容 や活動実績

劇団運営に関する共通の課題(入場税対策や観客組織への対応、第二国立劇場の建設等)を解決し、共同の事業を行う必要から、当初40劇団によって劇団協議会(任意団体)を設立しました(1956年)。これをさらに発展させるため、芸術的主張の違いを超えて、全ての演劇創造団体が参加できる社団法人日本劇団協議会を設立(1992年)。統括団体として演劇界の要望をとりまとめ、他ジャンルとの協働、舞台芸術の基盤整備などを行ってきました。公益法人制度改革関連3法の施行により、2012年に公益社団法人に認定されました。

現在は、現代演劇の振興に関する事業として主に(1)公演・普及啓発事業、(2)人材育成事業、(3)調査研究事業、(4)広報事業を行っています。

(1)公演・普及啓発事業

文化庁の戦略的芸術文化創造事業として「ステップアップ・プロジェクト」を委託され、優れた実演芸術を鑑賞する機会が少ない地域の課題を解決する離島での公演、地方の芸術団体のレベルアップを課題とする公演を実施しています。その他に、芸術文化振興基金の助成により「高校生のための巡回公演」、東京都委託事業として「東京都立高等学校定時制通信制課程演劇鑑賞教室」、その他学校でのコミュニケーション授業の講師を育てる「検証ワークショップ」などを行っています。

(2)人材育成事業

文化庁の次代の文化を創造する新進芸術家育成事業として「日本の演劇人を育てるプロジェクト」を委託されています。「『日本の劇』戯曲賞」と最優秀作品の上演、「文化庁芸術家在外研修(海外留学制度)の成果公演」、新進気鋭の劇作家・演出家・俳優を育てる「新進演劇人育成公演」、「新進劇団育成公演」、様々なジャンルのワークショップによる「新進演劇人集中講座」を実施しています。

(3)調査研究事業

文化庁の戦略的芸術文化創造事業として「ステップアップ・プロジェクト」を委託され、芸術団体の経営基盤の強化を目的としたファンドレイジングの調査研究を実施しています。その他に、正会員団体の上演実績を調査し「正会員団体上演記録 < 団体別上演記録 > 」「正会員団体上演記録 > 」として報告書にまとめています。

(4) 広報事業

機関誌「join」(年3回発行)やホームページにより、演劇界の最新の話題や動向、文化庁・芸術文化振興基金等の情報を発信する広報事業を行っています。

2 現状における文化政策に対する認識

1990年の芸術文化振興基金の設立、また2001年文化芸術振興基本法の成立などにより、わが国の文化政策がようやく舞台芸術全般について、その緒についたと言えると考えています。現代演劇にとっては、1997年の新国立劇場の開場もその流れの中での大きな出来事でした。

ただ、特にこの十年ほどは文化予算そのものが一定額で推移し、芸術団体に対する助成、あるいは基盤整備、人材育成などの予算も求められる水準には到達していない現状にあります。昨年 2013 年に「劇場、音楽堂等の活性化に関する法律」が成立し、また国会史上初めて「文化芸術政策を充実し、国の基本政策に据える」ことを求める請願が採択されるなどの動きも生まれたことで、これからの文化予算そのものの大幅な拡充が期待されます

そのことを前提にしつつ、いくつかの問題についての認識を申し添え させていただきます。

(1)芸術団体に対する支援について

前述のように、日本芸術文化振興会のもとに芸術文化振興基金が作られ、また基金部の充実をめざして、プログラムディレクター、オフィサーが試行的に置かれたことなど、芸術団体支援の方策について、一定の方向性が生まれてきていることは、今後の支援組織、支援のありようなどをさらに深めていく上で大切なことであると認識しています。

またトップレベルの芸術団体助成における赤字補てんからの転換は、芸 術団体そのものの自立的発展を作る上での大きな前進であったと評価 しています。

(2)基盤整備について

「劇場法」の成立は、文化施設の機能、役割を明確にしたことで、さらに舞台芸術の振興に大きな役割を果たすことが期待されます。ただ、地方自治体財政の悪化、民間企業の経営環境の悪化などから、公共ホールの老朽化に伴う閉館、民間劇場の閉鎖などが相次いでおり、それらの状況に施策が追い付いていない状態にあることも事実です。

これらの施設は芸術団体にとっての公演機会だけでなく、国民にとっての鑑賞機会を保証するものでもあります。また、稽古場、倉庫などの施設の多くはそれぞれの芸術団体が独自に確保することでまかなわれていますが、芸術創造環境をどう整備するのかということも大きな課題です。

(3)人材育成について

人材育成事業については、当協議会での事業も含め、新進芸術家の育成についての事業が進められ、多くの人材を育てる場が作られてきています。また、子どもたちの舞台芸術との出会いということでも「文化芸術による子供の育成事業」などが、地域間格差を是正する取り組みにもなっています。それらの事業が後述するような今後の発展に向かうことを期待しつつ、同時に芸術教育をさらに拡充する必要があると考えています。

3 2020 年、そしてそれ 以降の我が国の文化 政策への期待

2020年、そしてそれ (1)2020年を見据えた文化振興方策の基本的視点について

基本的視点としては、現在行われている創作活動に対する支援をさらに充実させることはもちろんですが、同時に優れた作品がより多くの人々に届けられる「普及活動」への支援を充実させることが大切ではないかと考えます。

ロンドンオリンピックの際の文化プログラムでは、英国全土での文化 プログラムが、全世界からの芸術家、芸術団体の招聘事業と合わせて行 われています。2020年を一つの目標とし、全国で演劇公演、創作活動が 行われ、国民があらゆる障壁を乗り越え、演劇に親しむ機会を持つこと が実現し、その後の文化振興の力となることを期待したいと思います。

(2)創造力等の豊かな子供や若者、文化芸術を創造し支える人材の育成について

「文化芸術による子供の育成事業」で小・中学生を対象にした公演事業が行われていますが、その事業をさらに拡充発展させるとともに、高校生を対象にした事業に対する支援をぜひご検討いただきたいと思います。現在、当協議会が実施している「高校生のための巡回公演」事業は、芸術文化振興基金の助成をいただいていますが、これについての特別な配慮をお願いしたいと考えます。また、芸術鑑賞や創造の機会が限られる障がい児、在日外国人子弟など若者にも、文化芸術にふれるチャンスが与えられるべきです。厚生労働省など関係諸機関と協力し、バリアフリーな社会をつくることに貢献したいと思います。

(3) 文化芸術の地域振興、観光・産業振興等への活用等について

演劇公演活動、あるいはワークショップ事業などが地域での人のつながりを作り地域振興に貢献していること、また大都市の劇場街など観光産業にも多大な貢献をしていることは明らかです。また演劇界から育った芸術家たちが、産業に大きな付加価値を与えるとともに、その独創性によってわが国の産業に知的な刺激を与える存在であることも確かです。ただその位置づけが都市によって様々であり、また前述したような劇場閉鎖などもあって、むしろ後退している状況があります。

ハードとしての劇場、稽古場等の文化施設を整備すること、またソフトとしての情報流通の促進などにより、創造団体がより円滑に、また広範な活動を可能にできるのではないかと考えます。

また、各地方の拠点となる公共劇場には、美術館の学芸員と同様の役割を担える「舞台芸術コーディネーター、プロデューサー」の設置が急務です。それぞれの地域の特性も熟知し、かつ各芸術分野の最新情報や実態にも詳しい専門家がいないことには、地方での芸術振興は難しいと言えるでしょう。今後は地域間格差を是正するため、地方への支援の充実も視野に入れるべきです。

(4) 文化発信と国際交流の推進について

文化庁国際交流事業、あるいは芸術文化振興基金助成事業などによって、演劇界の国際交流活動もより多くの国々での公演活動や芸術家の招

聘などが盛んに行われるようになりました。その国際交流活動を発展させるためには、相互の訪問、鑑賞、ワークショップへの参加など単発で終わらせない継続的な関係を作ることが必須です。そのことで多様多彩な国際文化、価値観に触れる機会をさらに促進し、相互理解を深める機会となるでしょう。

また海外の芸術家招聘においては、その宿泊施設や稽古場環境などハード面も整備する必要があると考えます。現状で各劇団が行っている国際交流活動の実態に合わせた支援の充実を進めるとともに、2020年のオリンピック開催に向けて、海外からの劇団、芸術家受け入れ施設の建設をぜひご検討いただきたいと考えます。

(5) 文化振興のための体制の整備について

日本版アーツカウンシルの創設の土台として、「PD(プログラム・ディレクター) PO(プログラム・オフィサー)」が中心となって「助成システムの構築」「芸術に関する政策提案」も積極的に行えるよう機能を強化していただきたいと考えています。

特に、現在の舞台芸術の助成システムでは、「音楽」「舞踊」「演劇」「伝統芸能」がほぼ同一の申請書、審査基準で行われていますが、今後はそれぞれの芸術分野の特性に応じたシステムの再構築が必要です。

全体として、文化庁、政府による基本政策、方針のもとで、独立した機関がその施策を具体化し、事業を展開するという方向性が望ましいと考えています。その上で、統括団体を始めとする芸術団体が何らかの形で関与する組織体制を作ることが肝要だと考えます。

(6)新進芸術家の育成等芸術家の育成方策等について

短期的には個人に対する支援制度と国内研修の充実を、中長期的には恒常的な研修施設の創設を要望します。

舞台芸術の若手育成は現在、芸術団体が製作する舞台作品を通して支援する仕組みになっていますが、劇作家・演出家など今後が期待される個人に対する支援制度の創設が必要です。また、地方在住の芸術家にも門戸が開かれるような育成体制が望まれます。

俳優については海外留学制度だけでなく、以前行われていた「国内研修」を新たに設けるべきと思います。さらに俳優養成所などの民間レベルでの教育活動に対しての支援、中堅・ベテランの芸術家に対するブラッシュアップのための研修機会への支援も必要です。

(7)芸術教育について

短期的には東京藝術大学に「演劇科」を設置することを、中長期的には小中学校の正課授業に演劇を取り入れることを期待します。

現在、芸術系学部を設置した国公立大学は 17 あり、多くが音楽・美術系の学部です。ぜひ「演劇科」の創設、あるいは演劇専門学校の創設を期待します。

また、小中学校の正課授業に「演劇」を導入することが検討されることを望みます。

人门田市	我会 人心以外即会 首曲しアソノノ
貴団体名	劇場・音楽堂等連絡協議会
御氏名	会長 眞野 純
1 これまでの活動内容や活動実績	劇場、音楽堂等連絡協議会は、文化庁「劇場・音楽堂等活性化事業」の実施館を中心とした地域の拠点となる公共劇場、音楽堂等約40館によるネットワーク組織です。「劇場法」や「指針」の趣旨にのっとり、各地域の文化振興の拠点となるとともに作品の創造・発信や国際交流の窓口として、基本的施策の具体的な実行に向けて事業連携や情報交換を目的とし、平成26年6月に設立されました。 組織図:別紙「資料1」 これまで公益社団法人日本芸能実演家団体協議会(芸団協)とともに芸術団体との交流・連携を進める「全国劇場・音楽堂等連携フォーラム」を3回に渡り開催するとともに、共同制作や地域連携に向けた研究会や情報交換等を行い、来年度以降の事業連携や2020年東京大会対応等に向けて12月1日に第一回の定例総会、来年1月に4回目となる連携フォーラムを行います。
2 現状における文化政策に対する認識	第3次基本方針にて「劇場、音楽堂等の法的基盤整備」が盛り込まれ、平成24年に「劇場、音楽堂等の活性化に関する法律」(劇場法)として施行、翌年には、「指針」が告示されました。これを踏まえ、文化庁より「劇場・音楽堂等活性化事業」として体系的な支援の枠組みが整備されました。これら一連の流れにより、劇場、音楽堂等の社会的位置付けや支援環境は大きく前進したと考えます。全国の地域拠点となる劇場、音楽堂等は、新たな作品創造や専門性を有した人材養成、社会包摂的な地域社会形成に向けた普及啓発、グローカルな国際交流など、地域に対して着実にその事業展開を充実化させ、文化芸術振興を担う中心拠点となりつつあります。国立劇場群が担うべき機能を、広域的にまた規模的に補完しているとも言えます。 目標と方策:別紙「資料2」 一方で、助成事業の運営制度改革として日本版アーツカウンシルの常勤職員による本格実施、自治体文化予算の減少や施設改修への対応、専門人材がキャリアパスを踏める安定的な雇用に向けた雇用環境整備、併せてこれら課題解決に向けた横断的な省庁連携の推進等が緊急の課題と考えます。
3 2020年、そしてそれ 以降の我が国の文化 政策への期待	全国に広がる劇場、音楽堂等は、地方自治体、大学、芸術団体、アート NPO 等との密接な連携・協力により、地域の美術館や博物館とともに、その専門人材や施設等に蓄積された機能を活かし、2020 年及びそれ以降に向けた具体的事業を担う地域の文化芸術振興の中心的拠点として、更なる施策強化や具体的な支援策の拡充を要望します。 詳細:別紙「資料3」・文化庁「劇場・音楽堂等活性化事業」の拡充・2020 年東京大会に向けた文化プログラムへの委託的 100%補助

- ・アートマネジメント専門職の人材育成と雇用環境整備
- ・公益財団法人を対象とした助成金の経費区分の見直しと事務手続きの 簡易化
- ・地域文化施設の機能強化 ~ メディア事業の展開のための施設設備補助 ~
- ・アーツカウンシルの本格実施及び地域アーツカウンシルの設置
- ・より一層の省庁連携の推進による諸課題への対応と文化芸術振興策の 実施
- ・文化予算拡充に向けたアドボカシー活動の補助金事業による推進

(C) of the same BA 08 新国立劇場 * 国立劇場 *

等連絡協議会 斯 斯 斯

日本芸能実演家団体協議会 協力:公立文化施設協会

顧問

監事

会長:眞野純 副杂质 事務局

演劇舞踊部会

水戸芸術館

彩の国さいたま芸術劇場

あうるすぼっと 東京芸術劇場

世田谷パブリックシアター

KAAT神奈川芸術劇場

りゅーとぴあ 新潟市民芸術文化会館

金沢21世紀美術館

静岡県舞台芸術センター SPAC まつもと市民芸術館

穂の国とよはし芸術劇場PLAT

愛知県芸術劇場

可児市文化創造センター

滋賀県立芸術劇場びわ湖ホール 三重県文化会館

ロームシアター京都 888888888888

兵庫県立芸術文化センター

山口情報芸術センター(YCAM)*

高知県立美術館 北九州芸術劇場*

熊本県立劇場

宮崎県立芸術劇場

音楽部会

札幌コンサートボールKitara

名取市文化会館 山形アルサ

水戸芸術館

彩の国さいたま芸術劇場

東京芸術劇場

すみだトリフォニーホール

神奈川県立音楽堂 神奈川県民ホール

ミューザニ高シンフォニーホール

りゅーとぴあ 新潟市民芸術文化会館 新潟県民会館

オーバード・ホール 石川県立音楽堂

福井県立音楽堂ハーモニーホールふくい

愛知県芸術劇場

可児市文化創造センタ

三重県文化会館

滋賀県立芸術劇場びわ湖ホール 京都コンサートホール

兵庫県立芸術文化センタ 国 コッソフォニー ボール

サンポートボール高松 *

アルカスSASEBO

熊本県立劇場

宮崎県立芸術劇場

● 黒丸は特別支援事業館

* 入会調整中

人をつくる

地域を元気にする

世界の文化交流の

2020年に向けた劇場、音楽堂等の目標と方策

子どもの想像力・創造力の育成

- 子供たちの文化芸術鑑賞・体験の実施拠点となります。
- 学校等へのアウトリーチ活動を推進します。

地域を支える人材、 高度専門人材、 芸術家や後継者等の養成

- 専門人材の育成やその育成メソッドの開発を行います。
- 劇場運営を担う(制作/技術/教育普及/社会的包摂等) 人材の育成に力を入れます。
- 大学等と連携し、文化政策を担う人材の育成を行います。
- 芸術団体や関係機関と連携し、若手芸術家に発表の機会 を提供します。

各地域の文化芸術を生かした まちづくり

- 地域の芸術団体等と連携し、舞台芸術事業を実施します。
- 芸術団体とレジデンシーやフランチャイズで連携を図ります。
- 舞台芸術公演の連続上演で賑わいを作ります。

社会課題に対応する文化活動への支援

- 子育て世代に向けた託児付き事業や子ども向け事業を 推進します。
- シニア世代に向けた社会参加型事業を推進します。
- 障がい者や経済的弱者に舞台芸術に触れる機会を提供 します。

創造都市への支援

設置自治体と連携し、舞台芸術事業や関連事業を推進 します。

NPOへの支援

• 劇場、音楽堂等の施設・専門人材等を提供して連携・協力します。

国際的芸術祭の開催

■国際的芸術祭の開催会場及び運営に関わる諸機能を提供します。

海外への発進力強化・支援

● 芸術団体等と連携し、海外フェスティバル等への参加 を促進します。

国際交流・協力の推進

- グローカル化を実践し、地域と海外をつなぎます。
- レジデンスプログラムの受入施設となります。
- 国際共同制作を推進します。

適正な運営

• 利用者等のニーズ調査や事業評価により適正な運営を 目指します。

経営の安定化

● 寄付や協賛等の推進による多様な財源の確保を目指します。

安全管理

• 関係団体と連携・協力し、安全管理体制を整備します。

制施

度設

1・組織

平成26年11月25日劇場、音楽堂等連絡協議会

「劇場法」の先へ 〜地域の文化芸術振興の中心的拠点として〜

劇場法とその指針の趣旨をより一層推進するために重点的に取り組む施策として、以下の提案をいたします。

文化庁「劇場・音楽堂等活性化事業」の拡充

「劇場・音楽堂等活性事業」により、全国各地の拠点的な劇場、音楽堂等はそれぞれの施設の使命や特徴を活かし、自治体や芸術団体等と連携・協力を図りながら事業を拡充させて来ました。同事業は、積極的に展開を図っている全国各地の拠点的な劇場、音楽堂等にとってもはや不可欠な補助事業となっています。

全国に広がる同事業対象館はそれぞれの地域を代表する館として、国立劇場群、首都圏の劇場等と連携し、首都圏等で開催される多様で質の高い演目を鑑賞する機会を提供するとともに、各地域の特色ある独自事業について首都圏を含めた他地域に発信展開できるよう相互連携を図るなど、活性化を推進しています。しかしながら、全体の事業規模や予算額は新設された平成25年度から一定のまま止まっています。

特に各地域の拠点となるトップレベルの劇場、音楽堂等を総合的に支援する「特別支援事業」は、対象数が15件(館)に限られ、東北地方以北がないなど地域的な空白も生じています。また、補助金額の上限が7,000万円と「活動別支援事業」の上限額5,000万円に比しても必ずしも十分と言える支援とは言えません。

支援期間の更新となる平成28年度以降に向けて、復興対象地域を含め全国に満遍なく拠点館を設けるべく、「特別支援事業」対象館30館へ規模拡充と支援額増が必須となってきます。

また、「活動別支援事業」、「劇場、音楽堂等間ネットワーク構築支援事業」についても、各地域からの応募(希望)件数は増加してきており、全国的な地域拠点展開の上でも更なる充実化が求められています。

2020年東京大会に向けた文化プログラムへの委託的100%補助

2020年東京オリンピック・パラリンピック競技会に向けた多様な文化プログラムの全国的な展開が議論され、その推進体制づくりが喫緊の課題となっています。全国に広がる劇場、音楽堂等は東京や地方における事業主体や実施拠点の中心として機能し得ます。

しかしながら、文化プログラムに向けた新たな補助事業が「補助額が対象経費の2分の1以内、かつ自己負担金の範囲内」となった場合、既に事業実施力のある多くの劇場、音楽堂等では、「活性化事業」等既存の文化庁事業等に取り組んでいるため、新たな追加自己負担を伴う新規文化事業は実施することが難しい状況です。

文化プログラムに向けた補助事業は、国から各施設への委託事業として100%の全額補助とすることにより、新規の文化芸術事業として拡充につなげる必要があります。

また、多言語対応、障がい者対応、海外からのチケット購入を含むアクセシビリティの向上など、施設設備面でも新たな資金面での支援が必要とされます。

アートマネジメント専門職の人材育成と雇用環境整備

文化審議会や同文化政策部会の審議において各委員やヒアリング対象先から、アートマネジメント専門職の人材育成や安定的な雇用環境整備が最重要の課題のひとつとして繰り返し指摘されています。

全国の劇場、音楽堂等でも、指定管理者制度の導入が10年を超え、公益財団法人の雇用の多くが一年毎の有期雇用となり、併せて協定で指定管理期間中の人件費額が固定されることから、新規雇用が欠員補充のみとなるなど、長期的な視点での人材育成や安定的な雇用環境が損なわれてきています。

また、劇場、音楽堂等のアートマネジメント専門職は、公演等の企画・制作のみならず、 今後、健全な地域社会を形成するための社会包摂的事業の推進など新たな役割も求められ ています。地域を支える劇場、音楽堂等に欠かせない専門人材として、社会的にも専門職 としての認識とその具体的な確立が必要とされます。

各設置自治体に帰する課題もありますが、国の支援策として、アートマネジメントを学ぶ学生の劇場、音楽堂等でのインターン受入事業や就労中の専門人材に向けた劇場、音楽堂等での専門的スキルアップ研修事業への新規補助事業の開始、「劇場・音楽堂等活性化事業」の運営費枠の拡充による新規事業枠での雇用推進、大学等と連携したアートマネジメント専門職の法的資格整備等、直接的で具体的な支援が急務です。

公益財団法人を対象とした補助金の経費区分の見直しと事務手続きの簡易化

劇場、音楽堂等の指定管理者である自治体設立の財団の多くは、公益法人制度改革により 公益認定を受けた公益財団として、公益目的のもと非営利活動として事業の実施を行って います。また、公益財団は、集客努力等により自己負担金を超えて収入を得てもそれをその まま他の公益事業に再投入し、利益配分に回す訳ではありません。

是非共、公益財団法人が主体的、積極的に事業実施に取り組むため、対象比率や対象経 費項目等の見直しと手続きの簡易化を求めます。

1 経費区分の見直し

文化庁の支援策のなかで、「大学を活用した文化芸術推進事業」においては、補助額として執行分が100%対象(1/2内ではない)となり、経費区分も事業経費に加え新規職員の賃金を含めた事務局経費分も含まれるとなっています。また、地方公共団体が対象の「地域発・文化芸術創造発信イニシアチブ」事業においては、補助額として支出額の1/2内(自己負担内ではない)が対象となっています。

「劇場・音楽堂等活性化事業」の各事業では、「補助額が対象経費の2分の1以内、かつ自己負担金の範囲内」の赤字補助で、自助努力に向けたインセンティブが生まれにくい制度となっています。また、助成を受け事業規模が拡大した結果、指定管理で定められた職員数では人手が足りず、現場が過重な勤務を強いられる状況となっています。経営努力が報われる制度設計と新規雇用も含めた運営経費を対象費目として拡大することによる専門人材の活用支援策が必要です。

2 事務手続きの簡易化

「劇場・音楽堂等活性化事業」を始めとする文化庁事業について、報告書等の事務手続きが年々厳格化且つ複雑化し、文化庁及び公益財団双方で年度末に向けて事務処理作業に追われ、組織や制作現場が疲弊する状態が続いています。補助金等の適正な使用が求められるのは当然ではありますが、公益財団は内部や設置自治体による監査はもとより都道府県による監査も受けて、予算の適正な管理と執行のもと事業の実施を行っています。

補助事業が目的とする本来業務に注力できる体制に向けて、請求書・領収書等の照査用 添付資料の省略等、監査に係る重複的な手続きの簡易化を求めます。

地域文化施設の機能強化 ~メディア事業の展開のため、施設設備補助~

全国に広がる劇場、音楽堂等は、文化芸術振興を担う社会的なインフラです。近年、高度 経済成長期に建設された各施設が施設設備の改修期を迎えて来ていますが、地方財政が逼 迫しつつある現状では設置者である各地の自治体のみでは改修や継続的な設備強化に対 応しきれない事態となっています。

同様に、民間の映画館は、急激なデジタル化に伴い、フィルム映写機からデジタルシネマプロジェクターへの切り替えに迫られ、設備投資に対応できない地方の単館映画館が次々と廃業に追い込まれています。シネマコンプレックスのみでは、多様で多彩な上映環境とは言えず、経済産業省の「映画産業ビジネスモデル研究会報告書」でも、「映画館の多様性確保に向けた政府による支援の確保」として「デジタル化投資の一部を支援するための補助制度」の導入が謳われています。

全国の中核市レベルの劇場、音楽堂等にデジタルシネマプロジェクターを配備することにより映画上映や学会誘致等に向けた施設の機能強化を行い、地域の上映環境の多様性を

確保するとともに、2020年オリンピック・パラリンピック競技会のパブリックビューイングの拠点とするなど、新たな設備導入への補助により施設の再活性化が求められます。

将来的な視点により設置者と管理者が中長期的な文化振興ビジョンを策定し、国が改修や機能強化に向けた補助をする制度が望まれます。

アーツカウンシルの本格実施及び地域アーツカウンシルの設置

補助申請や報告に係る諸手続きの事務処理が、指定管理業務を行っている外部の民間事業者に委託されている現状は、出演費等事業の根幹に関わる機密管理について課題があるとともに、経験や情報が蓄積・継承されずに終わってしまうと考えます。取り急ぎ、補助事業運営や審査基準の整備を専門的に扱う日本版アーツカウンシルの常勤職員による本格実施により、この課題が解消することを早急に求めます。

また、助成支援を受けている劇場、音楽堂等は、首都圏や大都市圏に限らず全国の中核市レベルにも広がりを見せています。現状の芸術文化振興基金の様な一極集中管理型の助成機関では、既にその諸活動を把握し、適切に審査・評価することが難しくなって来ています。

道州制レベルの9~11地域に各所管の地域アーツカウンシルを設置し、複数都道府県にまたがって文化芸術活動への公的助成金の審査、配布、監査ができる地域には、文化庁や芸術文化振興基金の執行の委任を受け地方自治体からの出向者と専門スタッフが運営し、それを国が財政面で支える構造にすることにより、地域毎の特性や状況も踏まえたきめ細やかで、より力強い文化振興が行えると考えます。

より一層の省庁連携の推進による諸課題への対応と文化芸術振興策の実施

文化庁と観光庁の間で包括的連携協定が締結され、文化審議会でも文化芸術振興に向けた経済産業省始め他関係省庁との連携が紹介されました。舞台芸術を含む文化芸術は、経済や雇用、観光や外交、復興や福祉など今日的な社会の諸活動と密接な関係性を持っており、もはや一省庁のみで全ての課題解決に向けた振興策を講じるのは難しい状況です。

これまでの縦割り的行政を超えた省庁のより一層の連携・協力の推進を行い、コンテンツビジネスとしての産業育成やアートマネジメント専門人材の雇用環境整備、2020年東京大会に向けて観光産業と連動したインバウンド対応、パブリック・ディプロマシーやソフト・パワー展開による対日理解促進、復興支援策や福祉分野への活用など社会的包摂機能の強化等、領域横断的な文化芸術振興策の具体化が望まれます。

文化予算拡充に向けたアドボカシー活動の補助金事業による推進

2020年及びそれ以降を見据えた施策について、文化審議会や同文化政策部会でも活発的に議論され、具体的に講ずべき施策も多数挙っていますが、その原資となる文化予算に関しては同会でも拡充が叫ばれながら、近年の動きは極微増にとどまっています。

国全体の財政支出抑制もありますが、この期を捉えずしての文化予算の拡充はあり得ず、文化芸術関係者が一体となり、国民的な理解を得るための多様なアドボカシー活動を実施し、文化芸術の社会的必要性に対する理解普及や今日的諸課題の対応へ向けた文化芸術の振興策推進のために文化予算の拡充の必要性を広く社会に伝えて行く必要があると考えます。

一案として、各補助金対象事業に対し、文化芸術の重要性を訴えていくアドボカシー活動を要件項目に加えて、事業実施に合わせた広報普及の実行があります。

劇場、音楽堂等連絡協議会参加館でも、関係諸機関等と連携を図り、舞台芸術を通じた 文化芸術のアドボカシー活動を推進してまいります。

——————	成立 人们以来即立 自由しアフラフ
貴団体名	民俗芸能学会福島調査団
御氏名	団長 懸田弘訓 (福島県)
1 これまでの活動内容や活動実績	平成23年3月の東日本大震災で福島県、ことに浜通り地方は甚大な被害を受けたために、県内に調査団を組織し、福島県在住か縁のある民俗調査経験者12名を調査員として委嘱し、同年度から同25年度までの3年間、保護団体の代表者などを直接訪ねて、祭祀や民俗芸能など、無形の民俗文化財について被害の実情と今後の再興の方向、再興するために必要な用具や衣装などについて聞き取り調査を実施し、報告書を刊行した。 また、被災者の要望がかなえられ、平成24年度から再興のための用具・衣装などの修理や新調のための補助金を文化庁からいただけることになり、その配分と事務処理を行った。
2 現状における文化政 策に対する認識	これまで約50年間、文化財保護の業務を私的に、また県教育庁の文化財保護担当として、さらに県の文化財保護審議会委員としてかかわってきており、一応の情報は得ている。 しかし「月刊文化財」は購入し、毎月詳細に見ているが、国の文化政策全体にわたって詳細に知ることは難しい現状にある。新聞も、ことに地方紙の文化関連の記事は、きわめて少ない。 現在、文化庁のホームページが、最も有力な情報源になっており、さらなる充実をお願いしたい。
3 2020 年、そしてそれ 以降の我が国の文化 政策への期待	被災地福島県の、ことに津波と原発事故に見舞われた浜通り地方の住民は、まだまだ立ち直れないでいる。被災者の自殺も宮城県と岩手県は被災後年ごとに減っているが、福島県は逆に増え、すでに60人に達しようとしている。相馬市で被災したある高齢の女性は「家も財産もすべてなくなったのに、祭りまでなくなったら何が残るの」と訴えられた。祭りや芸能は、最後の精神的なよりどころで、いわば「ふるさと」そのものといってよい。これを失うことは、「生きる場」を失うに等しい。放射能の汚染で確実に郷里に帰られる見通しも立たない現状にあって、被災者、ことに高齢の方は生きる気力も失って仮設住宅にこもりきりでいる。少なくともあと10年は、これらの方々に思いやりを持った手をさしのべてほしい。 国・地方ともに文化施設は充実した。しかし、多くは団体への管理委託で長期計画、あるいは自主事業はなかなか計画を立てられずにいる。勤務する職員の自主性を尊重しなければ、効果ある事業は望めない。地方では県も市町村も、これらの施設の人員も事業費も年々減っており、もはや限界に近い。施設を新設する時だけでなく、その後のソフト面の充実を切に望みたい、優れた日本の文化を世界に発信するためにも、一日も早く、文化庁の予算が国家予算の1パーセントに達するよう望んでいる。

〈文化芸術関係予算のポイント〉

	区	分	平 予		26 算	年	度額		27 額	年 度 (案)	対 増	前 △	年 減	度額	増△減率
文	て化芸術	関係予算		1	1,03	6億	刊		1,03	88億円			2億	訊	0.2%

【26年度補正予算案:15億円】

〇世界に誇るべき「文化芸術立国」の実現を目指し、「日本遺産」などの文化遺産を活用した地域の活性化方策への重点支援、2020年の文化プログラムを見据えた地域の魅力ある文化芸術の取組への支援や日本文化の発信など、文化を起爆剤として地域と日本の再生を図る

○文化遺産の活用の視点による整備促進

92億円(14億円増)

◇文化財総合活用戦略プランの創設 84億円(6億円増)

地域に点在する有形・無形の文化財をパッケージ化し、「日本遺産」に認定する仕組みを創設する。また、歴史文化基本構想の策定や、地域の文化財の一体的な公開活用を促進するための情報発信、設備整備等の取組を行う自治体等への重点支援を行う。

- 日本遺産魅力発信推進事業
- 8億円(新規)
- ・文化遺産を活かした地域活性化事業 21億円(前年同) 等
- ◇近代化遺産等重点保存修理事業 8億円(新規)

保存修理事業の実施が喫緊の課題となっている明治以降に建造された煉瓦や鉄骨、コンクリート造等の文化財建造物への対応を重点的に実施する。

○2020年の文化プログラムに向けて

120億円 (9億円増)

- ◇文化芸術による地域活性化・国際発信推進事業 26億円(1億円増) 地方公共団体が企画する地域の文化資源等を活用した計画的な文化芸術活動等の支援 を行い、文化芸術による地域活性化、地域文化の国際発信、インバウンド(訪日外国人) の増加を推進する。
- ◇戦略的芸術文化創造推進事業 4億円(0.4億円増)

文化プログラムに関連する海外発信力のある公演など、芸術文化の振興を図る上で推進することが必要な芸術活動を実施するほか、障害者の優れた芸術作品の試行的展覧会や公演情報等の海外発信の環境整備等に関する調査研究を行う。

◇国立文化施設の観覧・鑑賞環境の充実等 5億円(新規)

国立文化施設における来館者の観覧・鑑賞機会の充実を図るため、多言語化対応や展示・鑑賞環境の整備等を行う。

◇芸術文化の世界への発信と新たな展開 10億円(0.5億円増)

現代アートや舞台芸術等の各分野における我が国の優れた芸術文化を世界で展開するため、国内外における国際フェスティバルの開催・出展等に対する支援を行うほか、現代アートの海外展開シンポジウム等を実施する。 等

事項	前 年 度 予 算 額	平成27年度 予 定 額	比 較 増 ム 減 額	備考
	百万円	百万円	百万円	

◇世界に誇るべき「文化芸術立国」の実現◇

~文化を起爆剤とする地域と日本の再生~

	区 分	前 年 度 予 算 額		平成 27			比 較 増 ム 減 額	備	考
	文化芸術関係予算	103,59	2	103,793			200	26年度補I 1,50	E予算案) 0百万円)
(1)豊かな文化芸術の創造と 人材育成				19,831	19,	930	99		-

〇概要: 豊かな芸術創造活動を生み出す環境を創出し、我が国の芸術水準と国際的評価を高めるため、芸術団体や劇場等への効果的な支援を行うとともに、地域の魅力と活力を高める特色ある文化芸術振興の取組を支援する。

2020年オリンピック・パラリンピック東京大会の文化プログラムを見据えた文化事業、訪日外国人の受入環境の整備等への支援を行う。

◆文化力による地域と日本の再生

5,621百万円(5,525百万円)

〇文化芸術による地域活性化・国際発信推進事業 2,621百万円(2,522百万円) 地方公共団体が企画する地域の文化資源等を活用した計画的な文化芸術活動等の支援を 行い、文化芸術による地域活性化、地域文化の国際発信、インバウンド(訪日外国人)の 増加を推進する。

〇劇場・音楽堂等活性化事業 ####な劇場 - 充窓党等の活性化し 3,000百万円(3,003百万円)

地域の劇場・音楽堂等の活性化と実演芸術の水準向上を図るため、公演事業や専門的人 材の養成、普及啓発活動を支援する。

◆文化芸術創造活動への効果的な支援 〇戦略的芸術文化創造推進事業 5,690百万円(5,678百万円)

401百万円(366百万円)

文化プログラムに関連する海外発信力のある公演など、芸術文化の振興を図る上で推進することが必要な芸術活動を実施するほか、障害者の優れた芸術作品の試行的展覧会や公演情報等の海外発信の環境整備等に関する調査研究を行う。

〇トップレベルの舞台芸術創造事業

3.152百万円(3.152百万円)

トップレベルの芸術団体に対して、その舞台芸術の創造活動を支援することにより、我が国の舞台芸術の飛躍的な水準向上を図る。

等

◆芸術家等の人材育成

8,619百万円(8,628百万円)

〇新進芸術家グローバル人材育成事業 1,480百万円(1,480百万円) 若手芸術家等に公演や展覧会など実践的な研修機会を提供すること等により、文化芸術を支えるグローバル人材を育成し、我が国の文化芸術の海外への発信力の強化を図る。

〇文化芸術による「創造力・想像力」豊かな子供の育成 6,312百万円(6,302百万円) 文化芸術により、創造性、発想力、コミュニケーション力に富んだ子供たちを育成する ため、文化芸術を体験する機会の充実を図る。

等

◆2020年の文化プログラムに向けて【再掲】

12.008百万円(11.075百万円)

- 〇文化芸術による地域活性化・国際発信推進事業 2,621百万円(2,522百万円) 2020年オリンピック・パラリンピック東京大会の文化プログラムを見据えた地方公共団体による芸術文化活動や訪日外国人が鑑賞、体験できる文化事業への支援を行う。
- 〇国立文化施設の観覧・鑑賞環境の充実等 510百万円(新規)) 国立文化施設における来館者の観覧・鑑賞機会の充実を図るため、多言語化対応や展示・ 鑑賞環境の整備等を行う。

等

事項	前 年 度	平成27年度 予 定 額	比 較 増 ム 減 額	備考
	百万円	百万円	百万円	
(2)かけがえのない文化財の保存、活用及び継承等	44,473	44,519	46	

従来の保存を優先とする支援から、地域の文化財を一体的に活用する取組への支援に転 換することで、地域経済の活性化、地域の観光振興、更なる文化財の保存・活用につなが るサイクルを構築する。

- ◆文化財総合活用戦略プランの創設 8.367百万円(7.800百万円) 地域に点在する有形・無形の文化財をパッケージ化し、「日本遺産」に認定する仕組みを 創設する。また、歴史文化基本構想の策定や、地域の文化財の一体的な公開活用を促進する ための情報発信、設備整備等の取組を行う自治体等への重点支援を行う。
- ◆文化財の適切な修理等による継承・活用等 32,681百万円(33,397百万円) 国宝・重要文化財や史跡等を積極的に活用しながら次世代へ確実に継承するため、適切な 修理・整備や、防災・防犯対策等に対する支援を行う。
- ◆文化財の公開活用、伝承者養成、鑑賞機会の充実等 3,472百万円(3,277百万円) 広く国民に対して文化財を公開し、鑑賞するための機会を提供するとともに、無形文化財 等の伝承者養成、わざの錬磨等に対する支援を行う。

(参考:復興特別会計)

※被災文化財の復旧等

2,852百万円(2,560百万円)

被災した国指定等文化財について早急に保存・修復等の措置を講ずる。

(3) 我が国の多彩な文化芸術 の発信と国際文化交流の 推准

2.355 2.405 50

〇概要: 我が国の多彩な文化芸術を戦略的に国内外へ発信するとともに、文化芸術各分野におけ る国際文化交流を推進することにより、国内の文化芸術水準の向上を図ると同時に、クー ルジャパン発信強化を図る。

◆日本文化の発信・交流の推進

1,823百万円(1,786百万円)

○芸術文化の世界への発信と新たな展開 現代アートや舞台芸術等の各分野における我が国の優れた芸術文化を世界で展開するた

ートの海外展開シンポジウム等を実施する。

962百万円(917百万円) め、国内外における国際フェスティバルの開催・出展等に対する支援を行うほか、現代ア

〇文化遺産オンライン構想の推進 103百万円(102百万円) 国民の貴重な財産である有形・無形の文化遺産に関する情報を積極的に公開するため、 博物館・美術館関係団体に対して、文化遺産オンラインを充実するための経費等を支援す る。

◆外国人に対する日本語教育の推進

208百万円(212百万円)

〇「生活者としての外国人」のための日本語教育事業 150百万円(155百万円) 我が国に在留する外国人が日本語を用いて円滑に生活を送ることができるよう、「生活 者としての外国人」を対象とした、地域における日本語教育を推進する。

等

(4)文化発信を支える基盤の 整備•充実

33.493

33.591

98

26年度補正予算案 1,500百万円

我が国の顔となる国立文化施設(美術館、博物館、劇場)の整備・充実を通じて、文化発

信の国内基盤を強化するとともに、国民の鑑賞機会の充実を図る。

25,693百万円(25,133百万円) ◆国立文化施設の機能強化 収蔵品の充実など、国立文化施設(美術館、博物館、劇場)の機能強化を図る。

◆国立文化施設の整備 7.202百万円(7.722百万円) 来館者の快適な観覧環境や安全安心を確保するため、基幹施設(展示設備、舞台設備等)改修 等を行う。

◆文化発信を支える基盤の整備・充実 696百万円(638百万円) 歴史的・文化的価値のある文化関係資料のアーカイブ構築に関する調査研究等を行う。

2020年に向けた文化イベント等の在り方検討会の開催について

平成 26 年 12 月 9 日

文化庁長官決定

1 趣 旨

「日本の文化力」は,世界に誇る我が国の最大の資産であり,この資産を維持,継承,発展させることはもとより,日本人自身がその価値を十分に認識した上で,国内外への発信を,更に強化していく必要がある。

東京オリンピック・パラリンピックが開催される 2020 年には,スポーツのみならず,文化の力で世界の人々を魅了し,文化プログラムを日本全国津々浦々で行うことを目指している。そして,2020 年を契機として,文化を通じた世界の人々の往来,交流を日本国中に生み出し,2030 年頃には,「文化芸術立国」になることを目標としている。

こうした目標の実現を目指し,2020年に向けた文化イベント等の在り方を検討するため,文化庁長官の下に「2020年に向けた文化イベント等の在り方検討会」を開催する。

2 検討事項

- (1)2020年に向けた文化イベント等の全国展開について
- (2)その他

3 方法

- (1)本検討会は,別紙に掲げる委員をもって構成する。
- (2)必要に応じて,委員以外の協力を得ることができる。

4 その他

本件に関する庶務は,文化庁内各課及び参事官の協力を得つつ,長官官房政 策課において行う。

2020 年に向けた文化イベント等のあり方検討会有識者名簿

(平成26 年12 月1 日現在)

池坊 由紀 華道家元池坊次期家元

漆 紫穂子 品川女子学院校長

大西 麻貴 建築家

金森 穣 演出振付家、舞踊家、りゅーとびあ 新潟市民芸術文化会館舞踊部門芸術監督

鎌田 由美子 JR東日本研究開発センターフロンティアサービス研究所元副所長

小山 薫堂 放送作家

佐藤 卓 グラフィックデザイナー

紫 舟 書道家

セーラ・マリ・カミングス 株式会社枡一市村酒造場取締役

関口 光太郎 造形作家、特別支援学校教員

デービット・アトキンソン 小西美術工藝社代表取締役社長

名和 晃平 彫刻家、京都造形芸術大学准教授、SANDWICHディレクター

蜷川 実花 写真家、映画監督

野村 萬斎 狂言師、世田谷パブリックシアター芸術監督

藤沢 久美 実業家、ソフィアバンク代表

増田 セバスチャン アート・ディレクター

皆川 明 ファッションデザイナー

ヤノベ ケンジ 現代美術作家、京都造形芸術大学教授

吉本 光宏 (株)ニッセイ基礎研究所 研究理事